概 要 版 小山市学校適正配置等基本計画【第1次】令和8年度～令和17年度

令和８年３月
小山市教育委員会

1. 計画の背景と趣旨

小山市では、こどもたちのより良い教育環境の整備を目的に、学校や地域の特性、保護者・学校関係者・地域住民の意向を踏まえながら、市内小学校・中学校・義務教育学校における学校規模や配置の適正化を進めてきました。平成26年には、市民の代表等で構成する検討懇話会から「小山市学校適正配置等に関する提言書」が提出され、これを基に学校の新設や統合を実施してきました。

当該提言書策定から10年が経過し、児童生徒数の動向や学校教育を取り巻く環境の変化を踏まえ、令和5～6年度に新たな検討懇話会において提言内容の見直しが行われ、令和7年3月に新たな考え方や方向性を整理した「小山市学校適正配置等に関する提言書」が提出されました。

本計画は、当該提言書の考え方や方向性を尊重し、今後10年間に実施する学校適正配置等の具体的な取組を示すものです。

2. 計画期間

- 小山市学校適正配置等基本計画は、「田園環境都市おやまビジョン」と同様に30年先を見据え、計画期間を**令和8(2026)年度から令和37(2055)年度まで**とします。
- 教育環境の変化や児童生徒数の推移を踏まえ、5年ごとに検証・見直しを行うため、計画期間を**5年間を1期とする6期構成**とします。
- このうち第1次基本計画では、**第1期(令和8〔2026〕年度～令和12(2030)年度)**および**第2期(令和13(2031)年度～令和17(2035)年度)**を対象とします。

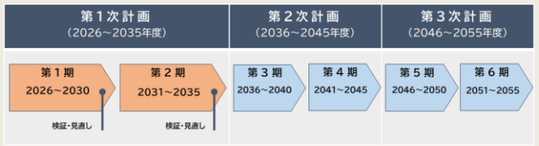

3. 基本理念

未来を担うこどもたちへ
～よりよい教育環境をめざして～

4. 学校適正配置等の視点

教育の視点

- 児童生徒数の減少
- 施設の老朽化
- 学校の立地
- 教育環境の変化

地域の視点

- 地域コミュニティの維持
- 農村地区の人口減少
- 地域社会の変化

5. 学校適正配置等の方針

学校適正配置等の方針

方針1 統合の基準を児童数で一律に定めることはせず、学校や地域の状況・特性・特徴等を踏まえ、学校ごとに検討する。

方針2 現在の中学区(義務教育学区を含む。以下同じ)を維持する。

方針3 中学区を越えた小学校の統合は行わない。

方針4 中学区内の小学校の統合についても、最小限の小学校の統合とする。

方針5 急激な児童生徒数の減少等により教育環境の維持が困難になった場合や保護者、地域が希望する場合は、上記方針に関わらず検討を行う。

方針6 原則、浸水想定区域での建替えは避けるべきだが、学校の移転先が見つからない等の特段の事情があり、浸水想定区域で建替える場合は水害対策を講じるとともに、関係者への十分な説明・協議を行う。

学校適正配置等の実施にあたって

こどもたちに寄り添い、保護者、学校関係者、地域の意向を十分に考慮し、協議を行いながら進める。

6. 学校適正配置等方策案

優先順位

視点や方針を基に、検討の優先順位を定めました。

優先順位	検討の優先度	対象学区
Sランク	非常に高い	美田中学区
Aランク	高い	乙女中学区・桑中学区
Bランク	やや高い	小山中学区・小山第二中学区・小山第三中学区・大谷中学区・豊田中学区 絹義務教育学区

具体的な方策案

将来を見据え、“現時点”で想定される中学区ごとの学校適正配置等の具体的な計画案を示します。

S

(1)美田中学区

- 美田中学区全体の適正配置等の将来を見据えつつ、寒川小について、児童数の減少が著しいことから、引き続き検討・協議を行い、方針を決定した上で事業を実施する。

計画理由: 美田中学区全体で児童数の減少が見込まれる中、農村地区の人口減少対策等の動向を注視する必要があるが、寒川小については、児童数が短期間で著しく減少することから、美田中学区全体の適正配置等の将来を見据えつつ、寒川小の適正配置等の早急な検討が必要である。

A

(2)乙女中学区

- 乙女小学校の高台への移転・建替えの検討を行う。
- 下生井小学校は小規模特認校として継続するが、令和10～11年度を目途に下生井小学校の保護者や地域等の意向を改めて確認し、今後の学校の在り方等について、検討を行う。
- 乙女中学校の移転・建替えについても将来を見据え、検討を行う。

計画理由: 乙女小が老朽化しており、建替え等が見込まれる中、浸水想定区域である現校地での建替えを避け、高台への移転が望ましい。同じく浸水想定区域に立地する乙女中の移転・建替えについても将来を見据え検討することが望ましい。
下生井小学校については、「小山市学校適正配置等乙女中学区検討委員会」及び「小山市学校適正配置等庁内検討委員会」における令和5年度の結論及び小規模特認校が担う役割、渡良瀬遊水地を中心とする自然環境教育の実践等を考慮した上で、基本計画の見直し時期に再度、保護者や地域等の意向を確認することが望ましい。

(3)桑中学区

- 桑中学区全体の適正配置等の将来を見据えつつ、浸水想定区域に立地し、浸水被害が生じている羽川西小については、令和8～9年度を目処に保護者や地域等の意向を確認する。

計画理由: 羽川小については、民間宅地開発に伴う児童数の増加が見込まれる一方、萱橋小は児童数の推移や農村地区の人口減少対策等の動向を注視する必要があるが、羽川西小については、浸水想定区域に立地し、実際に浸水被害が生じていることから、桑中学区全体の適正配置等の将来を見据えつつ、羽川西小の適正配置等の早急な検討が必要である。

(4)小山中学区・小山第二中学区

- 現時点では現状維持とするが、小山高校の中等教育学校への再編等の影響による児童生徒数の推移を注視し、令和11～12年度を目処に再検討を行う。

計画理由: 栃木県が令和10年度より実施する小山高校の中等教育学校への再編、城山町三丁目第二地区市街地再開発組合が実施する小山駅西口駅前再開発等の影響により、各校の児童生徒数が変化する可能性があるため。

B

(5)小山第三中学区

- 大谷北小の老朽化に係る対応について、様々な可能性を踏まえ、引き続き検討を行う。

計画理由: 大谷北小は施設が老朽化しており、建替え等が必要となってくるが、借地の問題(学校敷地面積21,407㎡のうち借地面積約4,018㎡)を抱えたままでの現地建替え等は望ましいとは言えず、様々な可能性について、検討を行う必要がある。

(6)大谷中学区

- 現時点では現状維持とするが、各校の児童数の推移、農村地区の人口減少対策等の動向を注視し、令和11～12年度を目処に再検討を行う。

計画理由: 学校は各地域の核としての性格を有していること、また児童数の多い大谷東小と児童数の減少が見込まれる大谷南小の児童数の推移や農村地区の人口減少対策等の動向を注視するため、各学校については現状維持とし、一定期間経過後に再検討を行う。

(7)豊田中学区

- 豊田中学校の豊田小学校校地への併設について、検討を行う。

計画理由: 豊田中の老朽化に伴い、長寿命化改修工事又は建替えの時期を迎える中、生徒数の減少も見込まれている。豊田小校地に移転し、豊田小と施設を共有化し、必要な施設のみを増築することで、小中一貫校としての機能を向上させることが必要である。

(8) 絹義務教育学区

- 前期課程校舎と後期課程校舎の後期課程校舎への集約の検討を行う。

計画理由: 児童生徒数が減少傾向にあること、また現在、校舎間の距離が遠く、教職員の移動に時間がかかっている。後期課程の校舎で校舎面積は足り、前期課程に比べ施設等も充実していることから、校舎を1つに集約し、改修等(小学生の使用に合わせた階段への手すりの取り付け等)を行うことで、義務教育学校としての機能を向上させることが望ましい。

※小山城南中学区、間々田中学区については現時点では現状維持とし、現在の校地で改修、建替え等を行うことを想定しておりますが、計画策定後の5年ごとの見直しの際に再検討することとしました。

7. 小中学校等の学区（現在の学区と計画案）

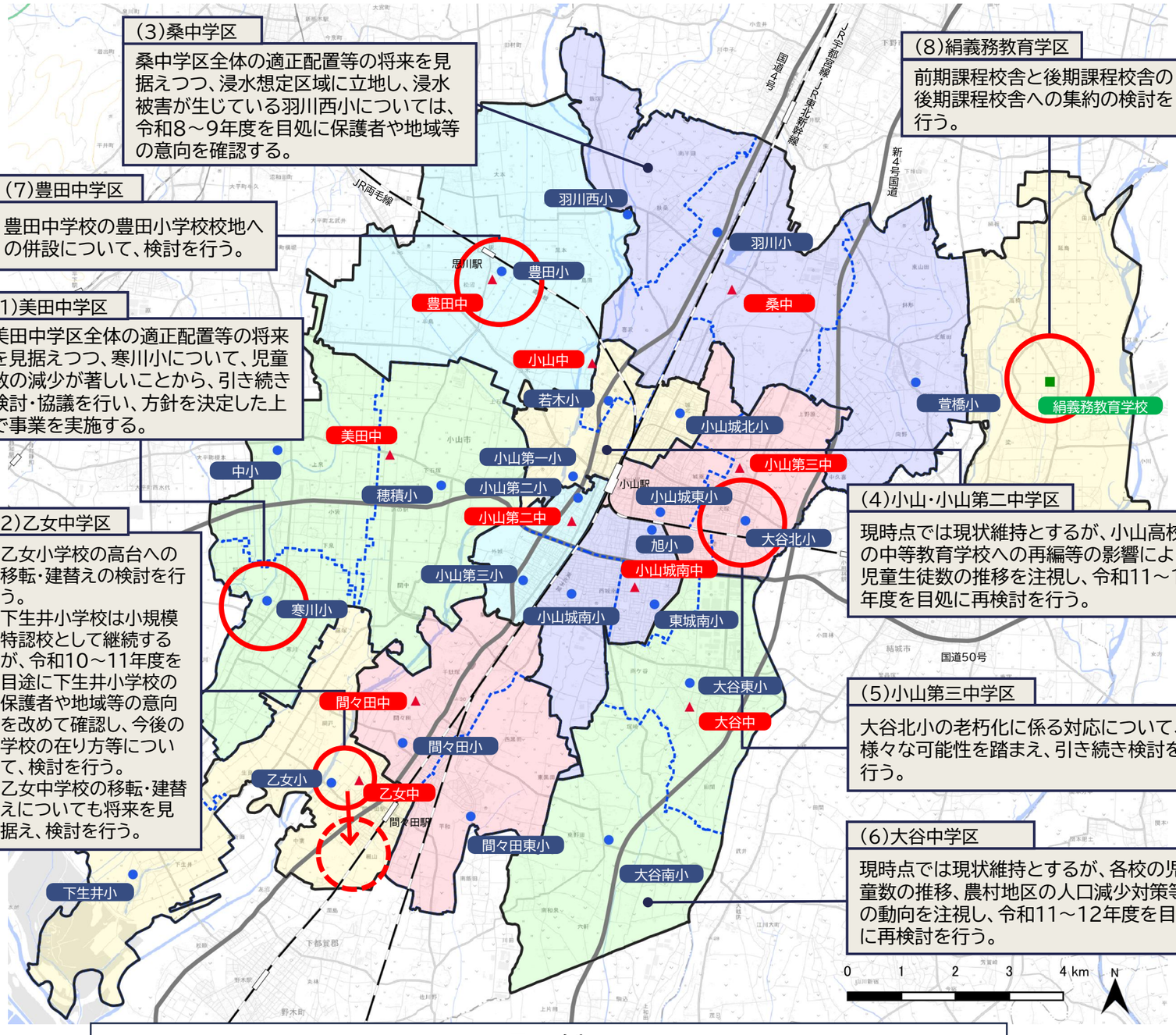

（1）美田中学区

美田中学区全体の適正配置等の将来を見据えつつ、寒川小について、児童数の減少が著しいことから、引き続き検討・協議を行い、方針を決定した上で事業を実施する。

（2）乙女中学区

- 乙女小学校の高台への移転・建替えの検討を行う。
- 下生井小学校は小規模特認校として継続するが、令和10～11年度を目途に下生井小学校の保護者や地域等の意向を改めて確認し、今後の学校の在り方等について、検討を行う。
- 乙女中学校の移転・建替えについても将来を見据え、検討を行う。

（3）桑中学区

桑中学区全体の適正配置等の将来を見据えつつ、浸水想定区域に立地し、浸水被害が生じている羽川西小については、令和8～9年度を目処に保護者や地域等の意向を確認する。

（4）小山・小山第二中学区

現時点では現状維持とするが、小山高校の中等教育学校への再編等の影響による児童生徒数の推移を注視し、令和11～12年度を目処に再検討を行う。

（5）小山第三中学区

大谷北小の老朽化に係る対応について、様々な可能性を踏まえ、引き続き検討を行う。

（6）大谷中学区

現時点では現状維持とするが、各校の児童数の推移、農村地区の人口減少対策等の動向を注視し、令和11～12年度を目処に再検討を行う。

（7）豊田中学区

豊田中学校の豊田小学校校地への併設について、検討を行う。

（8）絹義務教育学区

前期課程校舎と後期課程校舎の後期課程校舎への集約の検討を行う。

凡　例

- 小学校
- 中学校
- 義務教育学校
- 小学校区
- 中学校（義務教育学校）区
- 国道
- 鉄道

8. 計画のスケジュールと実施までの流れ

優先度	エリア	学校名	第1期（令和8～12）	第2期（令和13～17）	第3期以降（令和18～）	計画案の内容
S	美田	寒川小 穂積小 中小 美田中	○地域検討組織による学校適正配置等の方針決定 ○方針を踏まえた適正配置事業の実施			・美田中学区全体の適正配置等の将来を見据えつつ、寒川小について、児童数の減少が著しいことから、引き続き検討・協議を行い、方針を決定した上で事業を実施する。
A	乙女	乙女小 下生井小 乙女中	○地域検討組織の再設置 ・乙女小の高台移転に係る検討 ・下生井地区へのアンケート（下生井小のあり方等について） ・乙女中の移転・建替えに係る検討	地域検討組織の方針を考慮した適正配置計画の実施		・乙女小学校の高台への移転・建替えの検討を行う。 ・下生井小学校は小規模特認校として継続するが、令和10～11年度を目途に下生井小学校の保護者や地域等の意向を改めて確認し、今後の学校の在り方等について、検討を行う。 ・乙女中学校の移転・建替えについても将来を見据え、検討を行う。
	桑	羽川小 羽川西小 萱橋小 桑中	○羽川西小学校の保護者や地域等の意向確認（関係者へのアンケート等） ○地域検討組織の設置	地域検討組織の方針を考慮した適正配置計画の実施		・桑中学区全体の適正配置等の将来を見据えつつ、浸水想定区域に立地し、浸水被害が生じている羽川西小については、令和8～9年度を目処に保護者や地域等の意向を確認する。
B	小山	小山第一小 小山城北小 若木小 小山中	○小山市学校適正配置等基本計画【第1次基本計画第2期（令和13年度～令和17年度）】策定での再検討			・現時点では現状維持とするが、小山高校の中等教育学校への再編等の影響による児童生徒数の推移を注視し、令和11～12年度を目処に再検討を行う。
	小山第二	小山第二小 小山第三小 小山第二中				
	小山第三	小山城東 大谷北小 小山第三中	○大谷北小の老朽化に係る対応について、様々な可能性を踏まえた検討の実施			・大谷北小の老朽化に係る対応について、様々な可能性を踏まえ、引き続き検討を行う。
	大谷	大谷東小 大谷南小 大谷中	○小山市学校適正配置等基本計画【第1次基本計画第2期（令和13年度～令和17年度）】策定での再検討			・現時点では現状維持とするが、各校の児童数の推移、農村地区の人口減少対策等の動向を注視し、令和11～12年度を目処に再検討を行う。
	豊田	豊田小 豊田中		○豊田中学校の豊田小学校校地への併設に係る合意形成（学校、地域、PTA等）	意向を踏まえた、地域の検討組織の設置等	・豊田中学校の豊田小学校への併設について、検討を行う。
	絹	絹義務（前期） 絹義務（後期）		○校舎集約等に係る合意形成（学校、地域、PTA等）	後期課程の校舎を改修後、前期課程校舎を後期課程校舎へ集約	・前期課程校舎と後期課程校舎の後期課程校舎への集約の検討を行う。
–	小山城南	小山城南小 旭小 東城南小 小山城南中				現時点では現状維持
	間々田	間々田小 間々田東小 間々田中				現時点では現状維持

小山市学校適正配置等基本計画【概要版】
令和8年3月
小山市教育委員会
事務局　小山市教育委員会こども未来部こども政策課